

令和元年5月30日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03282

研究課題名（和文）アジア太平洋地域のVAT/GSTシステム比較：国際的調整のための検討

研究課題名（英文）VAT/GST Systems in Asia and Pacific: Basic Research for Comparison and Coordination

研究代表者

渡辺 智之（Watanabe, satoshi）

一橋大学・国際・公共政策大学院・教授

研究者番号：80313443

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：ヨーロッパ域内のVATシステムの調整がかなり進んでいることに比べ、アジア・太平洋地域ではかなり多様なVAT/GSTシステムが運用されている。本研究プロジェクトにおいては、デジタル化を含む近年の動向に配慮しつつ、アジア・太平洋地域のVAT/GSTの改善に向けての基礎的検討を行った。

研究成果としては、VAT/GST分野に関連する7本の論文を作成するとともに、海外出張を通して、アジア・太平洋地域を中心とする海外研究者との研究ネットワークを構築した。さらに、特色のある日本の消費税制について、海外への発信に努めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

多くの国々で重要性を増しているVAT/GSTについて、そのあり方を考察することはきわめて重要である。特に、アジア・太平洋地域においては、今後、VAT/GSTの課税ベースの急速な拡大が予想されている中で、VAT/GST導入の歴史がヨーロッパに比べて新しく、様々な特色を持ったシステムが共存している。アジア・太平洋地域の経済状況を含む顕著な多様性を考慮すれば、ヨーロッパのような制度のハーモナイゼーションは見込めないものの、域内の経済交流の活発化に対応できる制度構築を念頭に置いた基礎研究の推進は極めて重要である。

研究成果の概要（英文）： Although VAT systems within the European Union are quite well harmonized, various different types of VAT/GST systems are operated in the Asia-Pacific Region. This research project aimed at promoting investigation to improve VAT/GST systems in the Asia-Pacific Region, paying due attention to recent economic development including digitalization.

The outcome of this project includes 7 papers on VAT/GST systems and the research network among researchers in the Asia-Pacific Region. In addition, the transmission of information on the Japanese consumption tax system toward outside Japan was conducted.

研究分野：財政学、租税論

キーワード：VAT/GST デジタル経済 プラットフォーム

1. 研究開始当初の背景

アジア・太平洋地域における多くの国々で急速な経済発展が続き、消費支出が今後ますます拡大することを踏まえ、その中で大きな役割を果たすことが期待される VAT/GST についての比較研究が急務と考えられた。特に、アジア・太平洋地域の VAT/GST は、EU の VAT に比べて歴史が浅く、EU におけるようなハーモナイゼーションを進める仕組みもないために、かなり多様なものとなっている。アジア・太平洋地域の VAT/GST の多様性は、各国の経済社会の違いを反映している面があるが、今後、この地域の経済発展と経済交流の活発化が予想される中で、各国の VAT/GST が経済発展や経済交流を阻害しないような、合理的でかつ最小限の調和を取れたものであることが望ましい。特に、近年の経済の急速なデジタル化を念頭に、今後の VAT/GST のあり方を基礎から考えていく必要があることが予想された。

2. 研究の目的

- (1) 上記のような背景を踏まえつつ、本研究プロジェクトでは、VAT/GST の仕組みを基礎から再検討するとともに、その仕組みがデジタル化を含む経済構造の変化にどのように対応していけるのかを、国際機関等の動向も注視しつつ、基本的論点を抽出すべく研究を進めることとした。そのために、国際的な最新動向にキャッチアップするとともに、VAT/GST に関する基礎理論の研究を進めていくこととした。
- (2) また、アジア・太平洋地域における VAT/GST の仕組みに関する比較研究を推進し、将来的にあり得る国際的な調整を検討するための研究者ネットワークを構築することも研究プロジェクトの目的であった。このようなネットワークを活用することで、経済発展の著しいアジア・太平洋地域における VAT/GST の仕組みがこの地域の経済的なつながりを促進する役割を果たせるよう(少なくとも、必要以上に阻害することのないよう)、国際的な調整を行うための政策研究に向けた準備が可能になると考えられる。

3. 研究の方法

VAT/GST に関する基礎的な論点整理を行った上で、近年の経済のデジタル化を含む状況の変化を念頭に、国際機関などの動向もフォローするとともに、アジア・太平洋地域を中心とする海外の研究者との意見交換を積極的に行うこととした。また、国際会議の場等を活用して、VAT/GST の研究の進んでいるヨーロッパの研究者とも、情報交換・意見交換を行った。その際、海外の状況の理解を進め、国際比較を行うだけでなく、ユニークな特色を持つ日本の消費税の仕組みとその改正動向について、海外への情報発信を行うことにも力を入れることとした。なお、このような方法で研究プロジェクトを推進するために、海外出張(香港・シンガポール・ニュージーランド・スペイン・フランス)の機会を最大限に利用するように努めた。

4. 研究成果

- (1) 本研究プロジェクトの初期段階においては、VAT/GST の仕組みの基礎的な再検討について、学会報告を行うとともに、いくつかの論文を公表した(雑誌論文 及び学会報告)。ここでは、取引情報の論点を中心に検討し、インボイスの仕組みを含む VAT/GST 制度の特色を情報の観点から分析した。具体的には、雑誌論文 において、消費税の仕組みを所得税との対比において基本的な対比を行ったうえで、経済的な性質が等しい消費税と労働所得税が、取引情報の性質によって分化していることを示すとともに、付加価値税の仕組みに関する基礎的検討を行った。また、雑誌論文 においては、様々な形態の消費型付加価値税を比較した上で、インボイス制度の意義を情報の観点から再検討した。
- (2) VAT/GST における個別的な厄介な問題(保険・不動産をめぐる問題及びプラットフォーム型のビジネスモデルにおける仕入れ税額控除の取り扱いの問題)についても検討し、論文として公表した(図書 及び雑誌論文)。特に、雑誌論文 については、日本においてプラットフォーム型ビジネスを行う企業に関する実際の事例に関連した検討であり、デジタル経済における消費税の課税に関する理論的観点からの論点整理にとどまらず、政策提言にわたる内容も含まれている。また、図書 の論文においては、保険取引と不動産取引において発生する課税問題を統一的な観点から分析し、消費型付加価値税において非課税制度がもたらす欠陥を明示した。
- (3) VAT/GST をめぐる OECD 等の国際的な動向を、デジタル経済への対応に焦点を当ててフォローアップし、論点整理を行った(雑誌論文 及び)。この分野については、

『インターネットと課税システム』(2001年、東洋経済新報社)以来、継続して検討し、そのつど成果を公表してきた。近年、サービス貿易の増大に応じた VAT/GST の国際的な調整をめぐる動きと、いわゆる BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトにおける国際的租税回避対策が並行して行われているが、雑誌論文 では、この二つの流れを統合的に把握することに努めた。また、雑誌論文 においては、マルチサイド・プラットフォームのビジネスモデルを経済学的な観点から再検討することを通じて、その国際課税上の問題を分析した。ここでは、分析の対象は主として国際的な法人課税上の問題であったが、今後は、VAT/GST との関連をより明示的に考慮に入れた検討を進めていきたいと考えている。なお、本研究プロジェクト継続中の全期間にわたって、日本の消費税の最新動向についての海外発信のために、IBFD(International Bureau of Fiscal Documentation)の VAT Worldwide というデータベースの年二回の継続的な更新作業を行った。

- (4) 経済のデジタル化と VAT/GST 等の課税との関連についても理論的な検討を進めた。図書 では、仮想通貨と VAT/GST を含む課税と課税情報との関連を論じた。仮想通貨の問題は、理論的に重要であり、現在、より政策的な観点から電子マネーを含むキャッシュレス化の問題も合わせて検討を行ってきており、近く、論文にまとめてその成果を公表する予定である。また、上記(3)で述べたとおり、雑誌論文 では、デジタル・プラットフォームの国際課税をめぐる議論の論点を経済学的な観点から分析した。雑誌論文 では、マルチサイド・プラットフォームの VAT/GST に関する特有の問題点を指摘した。すなわち、従来の各取引に着目して課税を行うことのできる VAT/GST の優れた性質が、別の取引相手に対する価格戦略を同時決定することで利益の最大化を図るマルチサイド・プラットフォームのビジネスモデルにおいて、機能不全に陥ってしまう可能性について言及した。なお、経済のデジタル化に関連する課税問題の研究においては、2019年初頭にフランスのトゥールーズ大学に出張した際に多くの研究者との意見交換を行えたことが大いに有益であった。
- (5) アジア・太平洋地域に出張し、現地で学会報告を行う(学会発表 及び)とともに、香港・シンガポール・オーストラリア・ニュージーランド及び欧米の多くの研究者・実務家と意見交換を行い、ネットワークの構築に努めた。特に、ヴィクトリア大学(オークランド)の Professor David White とはシンガポール及び現地ニュージーランドにおいて複数回面談を行うことで、詳細な議論を行うことができた。また、当面、2019年6月17-19日にメルボルンで開かれる IFA(International Fiscal Association)のアジア・太平洋地域会合に出席し、VAT/GST のセッション(Indirect Tax of Global Digital Supplies)でのパネリストを務める予定である。このパネルセッションにおいても、経済のデジタル化への対応がメインテーマとなっている。しかし、VAT/GST の国際比較の必要性は、デジタル経済の対応だけにとどまるものではない。本研究プロジェクトにおいては、アジア・太平洋地域の各国に存在する様々な VAT/GST システム全般にわたる個別具体的な比較研究や各国間の国際的な調整に向けた政策研究については、必ずしも十分に進めることができなかったが、これまでに構築できた研究ネットワークを通じて、今後ともさらに研究を推進する努力を継続していく所存である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計10件)

- 渡辺智之、マルチサイド・プラットフォームの国内課税問題、税研、査読無、204巻、2019、15-22
- 渡辺智之、デジタル・プラットフォームと国際課税、JMC Journal、査読無、2019年3月号、2019、1-35
- 渡辺智之、金融所得の分離・一体課税：取引と情報の観点から、日税研論集、査読無、74巻、2018、123-158
- 渡辺智之、国際取引に係る VAT 徴収メカニズム：OECD ガイドラインとその後の展開、JMC Journal、査読無、2018年4月号、2018、1-26
- 渡辺智之、消費税システムの基礎：再考、租税研究、査読無、813号、2017年、298-324
- 渡辺智之、経済活動と消費税、日税研論集、査読無、70巻、2017、43-87

[学会発表](計3件)

- Satoshi Watanabe, Fundamental Reform? VAT/GST under Digital Economy, Digital Economy Symposium, August 15, 2017, Singapore.
- Satoshi Watanabe, VAT/GST Systems in the Global Economy, CFRED Tax Law Seminar, 2017年2月20日、香港中文大学、香港
- 渡辺智之、付加価値税システム：再考、日本財政学会、2016年10月22日、京都産業大学

〔図書〕(計2件)

渡辺智之、仮想通貨と税、金子宏・中里実編、租税法と民法、有斐閣、2018、614 ページ (pp. 209-225)

渡辺智之、家族の消費と租税：付加価値税における不動産と保険の扱いを中心に、現代租税法講座第2巻：家族・社会、日本評論社、2017、367 ページ(pp. 67-86)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

IBFD(International Bureau of Fiscal Documentation)の提供するデータベースのひとつである VAT Worldwide 中の Japan Chapter を、本研究プロジェクトの全期間(2016年度から2018年度)にわたって、半年に一度のペースで改定し続けた。

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。